

平成25年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

総務部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
事業課	オーバル杯争奪 マザーレイクカップ場外発売事務委託	びわこモーターボート競走場内での公金の資金管理および県口座への発売金の収納・支払業務	平成25年7月2日	各ボートレース施行者	6,888,172	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	日本財団会長杯争奪大阪スポーツ後援第16回におの湖賞	びわこモーターボート競走場内での公金の資金管理および県口座への発売金の収納・支払業務	平成25年7月10日	各ボートレース施行者	19,349,803	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	日本トーター杯場外発売	びわこボートレース場で開催される競走の場外発売業務を委託	平成25年7月22日	各ボートレース施行者	9,518,504	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	サッポロビールカップ	びわこボートレース場で開催される競走の場外発売業務を委託	平成25年7月30日	各ボートレース施行者	11,439,458	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	滋賀県知事杯争奪第16回びわこカップ	びわこボートレース場で開催される競走の場外発売業務を委託	平成25年8月20日	各ボートレース施行者	66,590,218	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	デイリースポーツ杯争奪第26回オールニッポン選抜戦	びわこボートレース場で開催される競走の場外発売業務を委託	平成25年8月30日	各ボートレース施行者	12,047,206	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	トランスワード杯	びわこボートレース場で開催される競走の場外発売業務を委託	平成25年9月30日	各ボートレース施行者	39,025,547	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者)を相手とするため代替性がない	2号	2